

市民後見人育成事業への取組み

成年後見制度利用促進法が成立・施行されました。この法律には自治体を中心となって展開する市民後見人の育成とその活用が明記されています。また、後見等開始申立における市町村長申立てが年々増加しているなか、市民後見人の育成事業の重要性はさらに高まっています。

リーガルサポート香川県支部では、市民後見人育成事業の実施を検討中の自治体及び社会福祉協議会担当者様を対象に、市民後見人育成事業の実施に関するセミナーを開催致します。

**参加費
無料**

日時 平成 30 年 **11月2日(金)**

午後1時00分～午後5時00分(予定)
受付開始 午後0時30分より

参加対象者 四国四県および岡山県の自治体・社会福祉協議会等関係者、地域包括支援センター担当者、リーガルサポート会員

プログラム

- 開会挨拶
趣旨説明 (公社) 成年後見センター・リーガルサポート香川県支部
- 基調講演 **高松家庭裁判所における成年後見事件の概況等**
講演者：高松家庭裁判所
- 基調報告 **成年後見申立等における法テラスの活用方法について**
報告者：日本司法支援センター香川地方事務所(法テラス香川)
- セミナー1 **市民後見人育成事業の立案・実施に向けての提案**
説明者：(公社) 成年後見センター・リーガルサポート地域連携部会
- セミナー2 **市民後見人育成事業の実施例報告**
 - 報告①：さぬき市の市民後見人育成等について
さぬき市地域包括支援センター
社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
 - 報告②：後見センターまらがめの市民後見人育成等について
社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 後見センターまらがめ
社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 後見センターまらがめ市民後見人
 - 報告③：笠岡市における市民後見事業について
社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会 かさおか権利擁護センター市民後見人
社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会 かさおか権利擁護センター

当日スケジュールが変更となる可能性があります。ご了承ください。

定員 100名

場所

レクザムホール

小ホール棟5階
多目的大会議室「玉藻」
(香川県高松市玉藻町9-10)



申込方法

参加ご希望の方は、住所・氏名・電話番号・団体名(役職名)・質問事項を記載の上、郵便ハガキまたはFAXにてお申し込みください。

申込は定員に達し次第締め切らせていただきます。

〒760-0022 香川県高松市西内町 10-17 香川県司法書士会館
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
香川県支部

「自治体向けセミナー申込」係

FAX : 087-821-5879

TEL : 087-821-5701

受付期間：10月20日まで

主催 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 香川県支部

後援

香川県/社会福祉法人香川県社会福祉協議会/日本司法支援センター香川地方事務所(法テラス香川)/香川県司法書士会/一般社団法人香川県社会福祉士会/香川大学四国グローバルリーガルセンター/特定非営利活動法人後見ネットかがわ/特定非営利活動法人手をつなぐ香川後見センター/一般社団法人後見センター・小豆島スタイル/RNC西日本放送/KSB瀬戸内海放送/RSK山陽放送/TSCテレビせとうち/OHK岡山放送/四国新聞社

参加申込用紙 (FAX用)

自治体向けセミナー申込 係行 「市民後見人育成事業への取組み」 (11月2日開催 高松会場)

住 所	〒 -
電 話 番 号	
団 体 名	
役 職 名	
ふりがな	
氏 名	
ふりがな	
氏 名	
ふりがな	
氏 名	
質 問 事 項	

お寄せ頂いたご質問につきましては、可能な限り会場にてお答えさせて頂きたいと思っております。

締め切り
平成30年10月20日迄
申込FAX番号

087-821-5879

番号のお間違いの無いようご注意ください。